

コージェネレーション・エネルギー高度利用センター 競争法に関するコンプライアンス指針

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般財団法人コージェネレーション・エネルギー高度利用センター（以下、センター）は、事業活動を推進するにあたり、日本国における独占禁止法、及び諸外国の競争法（以下、併せて競争法という。）を遵守し、「公正かつ自由な競争」を制限又は阻害してはならない。ここに当センターがこれからも広く社会から信頼され、健全な事業者団体として存続、発展してゆくことを目的にこの指針を制定する。

(適用の範囲)

第2条 本指針は、センターが行う全ての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(責任者および担当)

第3条 センターの競争法コンプライアンスに係わる責任者は、センターの専務理事とし、関連する所管事項全般をセンターの事務局長が統括し、その業務を担当する。

第2章 情報交換に関する禁止事項

(禁止事項)

第4条 センターの会議またはその活動（懇親会等）において、次の情報を議題にしたり、センターの会員（以下、会員）同士で情報交換したり、話題にしたりしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りではない。

- (1) 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
- (2) 顧客、販路等の制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
- (3) 生産数量（能力、供給数量を含む）またはその計画、見通し
- (4) 設備又は技術の制限行為（設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限）
- (5) 参入制限行為（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること）
- (6) 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等）

- (7) 会員各社が秘密事項とする設備・技術・製品開発またはその計画・見通し
- (8) その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第3章 会議の運営

(会議の定義)

第5条 センターの事業活動を推進するため、センターが運営する会合を「会議」と定義する。これらの会議には1名以上のセンターの常勤役員又は職員が同席することを基本とする。

(議題、資料の事前確認)

第6条 センターの常勤役員または職員は、会議の議題および配布される資料について競争法に違反するおそれのある内容が含まれていないか事前に確認しなければならない。

- 2. 議題のない会議は開催してはならない。

(議事進行中の対応)

第7条 会議の議論が、競争法上の疑義を招きかねない事項に及んだとき、会議の出席者は会議を主宰するものに対し、議論の中止を求めなければならない。会議を主宰する者は、同申し出の内容が第4条に該当すると判断した場合、発言者に対し議論の中止を要請し、中止が受け入れられない場合には会議を閉会しなければならない。

- 2. 会議の議長は、開会の際に、会議では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない旨を宣言して、参加者に注意を喚起すると共に、議事録にそのような宣言をした旨を記載する。
- 3. センターが主催する懇親会に関しては、本条第1項を準用する。

(議事録の作成と管理)

第8条 事務局または会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議構成員に開示しなければならない。

- 2. 議事録は、会議を所管する事務局が適正に管理し、保管しなければならない。

第4章 統計業務

(統計業務の統括責任者)

第9条 センターが行う全ての統計業務（以下、統計業務）は、専務理事が統括し、資

料の収集と集計ならびにその管理を行う担当者をセンター職員から指名する。(以下 統計担当者)

(個社情報の開示禁止)

第10条 統計業務で集計された情報の開示(以下、開示情報)においては、具体的な会員の個別情報を開示してはならない。

2. 開示情報から、具体的な会員の個別情報が特定されないよう、業個別の実績値が識別出来ない程度に集合化し、原則、対象会員数が3社以上となるようにしなければならない。

3. 開示情報にあたっては、直近3か月以内の情報を開示してはならない。

(個社情報の管理)

第11条 統計担当者が収集した具体的な会員の個別情報は、他の企業・団体に開示してはならない。また、外部に流出しないよう厳重に管理できるセキュリティー対策を行わなければならない。

第5章 その他

(教育と研修)

第12条 センターの常勤役員および職員は、競争法コンプライアンスの重要性を認識し、会員から絶えず信頼が得られるよう努めなければならない。このため、定期的に競争法コンプライアンスに係る教育と研修を受け、知識向上と意識改革に努めなければならない。

(本指針の周知)

第13条 当センターは本指針をホームページに公開するなどの方法により、会員への周知を図る。

(本指針の改定)

第14条 この指針は、専務理事の決裁を得て改定することができる。

附 則 この指針は、平成27年6月1日から適用する。